# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種関係事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

鳴門市長

## 公表日

平成29年6月12日

[平成29年5月 様式2]

## I 関連情報

1 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
<mark>①事務の名称                                    </mark>							
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種の実施の指示に関する事務 3. 予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4. 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6. 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務						
1. 健康管理システム         2. 宛名管理システム         3. 中間サーバー         4. 統合利用番号連携サーバー							
2. 特定個人情報ファイル名							
(1)予防接種情報ファイル							

### 3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)

・第9条第1項別表第一 10の項

#### 法令上の根拠

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)

(平成26年内閣府・総務省令第5号)

•第10条

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) なし (別表第二省令における情報照会の根拠) 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長	健康増進課長 喜來 浩子

### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	鳴門市健康福祉部健康増進課				
連絡先	〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2				
	088-684-1206				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か		29年4月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		29年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

<b>」さい値判断結果</b>	しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

# 変更箇所

		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第2における情報提供の根拠)なし (別表第2における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠)なし (別表第二省令における情報照会の根拠)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条,	事後	
I関連情報 5.評価実施機  関における担当部署 ①部署	健康政策課健康づくり室	健康福祉部健康増進課	事後	
I 関連情報 5. 評価実施機	健康づくり室長 藤川 貴代	健康増進課長 喜來 浩子	事後	
7 特定個人情報の問示。計	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字	事後	
扱いに関する問合せ	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字	〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字	事後	
人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
II しきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
	トワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠  I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 I 関連情報 5. 評価実 ②所属 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  I しきい値判断項目 1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱	(別表第2における情報提供の根拠) :なし (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給工度事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第1欄(情報の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) 健康政策課健康づくり室 【関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 健康でくり室長藤川貴代鳴門市総務課下772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字鳴門市健康政策課健康づくり室 「デア2-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字県門市健康政策課健康づくり室 「デア2-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字県下市健康政策課健康づくり室 「デア2-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字県における担当を表している場合は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(別表第2における情報提供の根拠) :なし (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) 5、第2欄(報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第1編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 5、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 5、第2欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定める事務及び情報展会の根拠) 第1構(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) [関連情報 5. 評価実施機関における損害を受所属 でより室 健康づくり室 健康づくり室長 藤川貴代 健康増進課長 喜來 浩子鳴門市経療政策健康づくり室 で見るの間合せ 健康 でくり室 で見るの目に表し、のと、第12条の3、第13条、第13条の第1間における担当部署(2所属 でより事業 (19の項) [関連情報 5. 評価実施機 健康づくり室 で見るの間のでは、第12条の3、第13条、第13条の第13条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の第113条、第13条の間に対しては、第13条の間に対しに対し、第13条の間に対し、第13系の間に対し、第1	(別表第2における情報提供の根拠) :なし (別表第2における情報照会の根拠) :第 1 欄情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄事務」に「予防接種法による給付(同) 」第 1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連 第 ②法令上の根拠